



# 埼玉県報

号 外 第 2 3 号  
平 成 2 4 年 1 1 月 2 1 日  
水 曜 日

## 目 次

### 告示

- [衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙時登録の登録基準日等\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる日\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院比例代表選出議員選挙につき市町村の区域を分けて開票区を設置\(選挙管理委員会\)](#)

# 告 示

埼玉県選管告示第六十七号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項の規定に基づき行う選挙人名簿登録の登録基準日、登録日及び縦覧期間は次のとおりである。

平成二十四年十一月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

- 一 登録基準日 平成二十四年十二月三日  
（ただし、年齢については平成二十四年十二月十六日）
- 二 登録日 平成二十四年十二月三日
- 三 縦覧期間 平成二十四年十二月四日

# 告 示

埼玉県選管告示第六十八号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の七第一項の規定による在外選挙人名簿の縦覧期間は、平成二十四年十二月四日とする。

平成二十四年十一月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

# 告 示

埼玉県選管告示第六十九号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、平成二十四年十二月四日とする。

平成二十四年十一月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

# 告示

埼玉県選管告示第七十号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十八条第二項の規定に基づき、市町村の区域を分けて次のとおり開票区を設ける。

平成二十四年十一月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

市名		開票区名	同上区域
熊谷市	熊谷市 第一開票区	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十二区に属する熊谷市の区域	
	熊谷市 第二開票区	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十一区に属する熊谷市の区域	
春日部市	春日部市 第一開票区	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十三区に属する春日部市の区域	
	春日部市 第二開票区	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十四区に属する春日部市の区域	
鴻巣市	鴻巣市 第一開票区	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第六区に属する鴻巣市の区域	
	鴻巣市 第二開票区	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十二区に属する鴻巣市の区域	
久喜市	久喜市 第一開票区	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十三区に属する久喜市の区域	
	久喜市 第二開票区	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十四区に属する久喜市の区域	
ふじみ野市	ふじみ野市 第一開票区	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第七区に属するふじみ野市の区域	
	ふじみ野市 第二開票区	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第八区に属するふじみ野市の区域	